

医 政 第 371 号  
令和 7 年 1 月 6 日

各医療機関の管理者 様

静岡県健康福祉部長  
( 公 印 省 略 )

医療機能情報提供制度に基づく定期報告の実施について (依頼)

日頃から、本県の健康福祉行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 3 及び医療機能情報提供制度実施要領に基づき、医療機関から報告された医療に関する情報を国が運用する「医療情報ネット」を通じて公表しております。

昨年度定期報告から「全国統一システム (G-MIS)」上での報告を依頼しているところですが今年度も同様に「全国統一システム (G-MIS)」にて期限までに御報告をお願いいたします。

記

- 1 情報の時点 **令和 7 年 1 月 1 日時点**
- 2 報告内容及び方法 別紙「定期報告の留意事項」を参照
- 3 報告期限 **令和 7 年 2 月 28 日 (金) 厳守**  
(令和 7 年 1 月 6 日 (月) から報告可能となります。)
- 4 令和 6 年度定期報告における留意事項
  - ・記入されている内容に、変更が無い場合にも、必ず報告してください。
- 5 その他
  - ・医療機能情報提供制度にかかるマニュアルが掲載されたホームページ、システム操作等のお問合せ先は、別紙「お問合せ先一覧」を御確認ください。

担 当 医療局医療政策課  
電話番号 054-221-2341